

JABEE 共生環境学プログラム  
環境情報システム工学専門コース  
環境情報システム工学総合コース

## JABEE 対応委員会規約

(設置)

第 1 条 三重大学生物資源学部共生環境学科環境情報システム工学講座（以下「情報講座」という。）は JABEE 対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会では、次の事項につき議論を行うことを目的とする。

- (1) 共生環境学プログラムに設置された「環境情報システム工学専門コース」（以下「情報専門コース」という。）および「環境情報システム工学総合コース」（以下「情報総合コース」という。）に関する様々な事項。
- (2) 共生環境学プログラムに設置されたもう 2 つのコース「森林資源環境学専門コース」および「森林資源環境学総合コース」との連携事項。
- (3) 情報専門コースおよび情報総合コースの実施状況の点検および評価。
- (4) 共生環境学プログラム全体の実施状況の点検および評価。
- (5) 点検および評価結果に基づく改善策。

(委員会)

第 3 条 委員会は委員会での審議、各ワーキンググループから報告を受けた事項に関する審議および調整を行い、委員会としての意志決定を行う。

2. 委員会は WG に対して審議する事項について指示する。
3. 委員会委員は情報講座の教職員とする。
4. 委員会は委員総数の過半数の出席をもって成立する。
5. 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決することとし、可否同数の時は委員長が決するところによる。なお、委員会の意見について少数意見がある場合にはこれを付することとする。
6. 委員会は審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的知識を有する者を委員会委員として追加することができる。
7. 委員会の決定事項は情報講座会議で承認を得た後、正式に成立する。

(ワーキンググループ)

第 4 条 委員会は委員会の下部組織として活動内容別に、次の 8 つのワーキンググループ

(以下「WG」という.) を設ける. 8 つの WG はそれぞれ, 教育 WG, FD WG, 就職対応 WG, 就学カウンセリング WG, 学生選抜 WG, 外部評価 WG, 事務 WG, 点検 WG である.

2. WG は委員会から指示された事項および WG 独自の必要判断事項について議論を行い, 委員会に報告する.
3. 委員会は WG の代表および構成員を決定する.
4. 情報講座の教員は必ず 8 つの WG すべてに所属し, すべての WG の議事の内容について掌握するよう努めなければならない.
5. WG の構成員として, 委員会が必要と認めた専門知識を有する者を外部から委嘱することができる.

(委員長および WG 代表)

第 5 条 委員会には委員長および副委員長をおき, 各 WG には代表および副代表をおく.

2. 委員長は委員会委員の互選により定め, WG 代表は委員長が指名する.
3. 副委員長は委員長が, WG 副代表は WG 代表が指名する.
4. 委員長は委員会の事務を総理するとともに委員会会議の議長となり, 委員会活動の充実および活性化を図るよう努めなければならない.
5. WG 代表は WG の事務を総理するとともに WG 会議の議長となり, WG 活動の充実および活性化を図るよう努めなければならない.
6. 委員長に事故がある場合は, 副委員長が委員長の職務を代理する.
7. WG 代表に事故がある場合は, WG 副代表が代表の職務を代理する.
8. 委員長・副委員長・WG 代表・WG 副代表の任期は 1 年とする. ただし, 再任を妨げない.

(議事)

第 6 条 委員会会議は委員長が, WG 会議は WG 代表が招集する.

2. 委員長は 2 つ以上の WG の合同 WG 会議を開くことができる.
3. 委員長および副委員長はすべての WG に出席し, 議事の内容について掌握するよう努めなければならない.
4. 委員会は積極的に学外の意見を取り入れるよう努めなければならない.

(情報公開)

第 7 条 委員会および WG の会議は原則公開とし, 公開する情報および公開する方法については委員会で定める.

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

付則

(施行期日) この規約は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成〇年〇月〇日  
平成〇年〇月〇日

付録  
議事録をここにリストアップする.